

第二部

「韓国における可視化以降の実践的問題と心理学的課題」

司会：山田 直子（関西学院大学教授）

パク・ノソプ (ハンリム大学教授)

司会 お待たせいたしました。それでは午後の部は「韓国における可視化以降の実践的問題と心理学的問題」と題しまして、司会は山田直子教授にお願いをしております。なお、懇親会の席がまだ余っているようですので、是非ご参加の申し込みを受付の方でお願いします。では、山田教授お願いします。

山田 それでは定刻になりましたので、「韓国における可視化以降の実践的問題と心理学的課題」ということでパク先生とジョ先生にご講演をいただきまして、その後にコメンテーターとして京都弁護士会の遠山先生にお願いをしたいと思います。なお、プログラム、当初のアナウンスとは違ってくるんですが、先にパク先生にご講演いただいて、その後にジョ先生にご講演をいただく予定となっております。では、パク先生、ハンリム大学で教授をしていらっしゃる。講演のタイトルは「韓国における捜査過程の映像録画に関する立法過程と運営上の問題」ということになっています。パク先生に関しましては、韓国語でお話になったものを一度日本語に直して、日本語を英語に直すという二回通訳を通す関係上、少々、今までの講演と比べて少し時間がかかるかもしれませんが、ご了承ください。では、パク先生、お願いします。

パク こんにちは。私はパクです。まずはじめに指宿先生、佐藤先生、稲葉先生、このような機会をいただき、皆様の前で発言できることを嬉しく思い、大変光栄に思っております。韓国におけます可視化にお話するところで大変光栄に思います。では、韓国語に変えます。

(通訳) こんにちは。私はパク・ノソップです。指宿先生、佐藤先生、稲葉先生、若林先生、本当に招待していただいて、感謝を申し上げます。また発表の機会をいただいてありがとうございます。今日は韓国の映像録画制度を紹介することができ、大変光栄に思っています。では発表を始めさせていただきます。

韓国の政治的な改革は、韓国の社会全般の民衆に対する熱望を反映したものであり、司法に対する国民の関心の直下は、最近、刑事司法制度が抱えている問題点を社会的問題にすることが成功しました。2003年10月から2005年5月まで進行されました。改正の努力は刑事裁判参加制度の導入、被疑者尋問の時の弁護士参加権の保証、拘束被疑者の国選弁護制度の導入、令状実質審査制度の全面導入、量刑制度の改善など多様な制度の法律化に反映されました。

当時、改正刑事訴訟法の立法趣旨は人権保障および国民の司法参加とともにいわゆる調書裁判を克服し、公判中心主義的な刑事裁判の復元にも焦点を当てていました。このような改革議論は検事などの司法自治下の激しい反対にあいました。その結果改正された刑事訴訟法では検事作成の被疑者尋問調書に対し、むしろ、現行司法より簡易化された要件で証拠能力が認められるようになりました。その結果、捜査手続き透明化のために議論された映像録画は尋問調書の傍聴手段に転落してしまいました。この発表では調書裁判の克服を提供している韓国の刑事手続において検事の尋問調書における問題点について、そしてその対策として議論された映像録画制度が外国とは全く異なった過程で立法化された点を説明させていただきます。

いわゆる調書裁判は捜査機関が作成した尋問調書に証拠能力を付与するところから始まります。刑事訴訟法第312条では司法警察官が作成した被疑者尋問調書は被疑者がその内容を認める場合のみ、証拠能力を付与します。しかし、検事が作成した被告人になった被疑者に対する被疑者尋問調書は適法な手続きと方式によって作成され、この成立申請が認められると、証拠にすることができるよう決定されています。今ご覧いただいたものは条文です。それは検事が作成した調書に関する条文です。刑事訴訟法では、捜査機関が調書の申請性を高めるために詳細な規定を設けています。捜査機関は、尋問の際に必ず調書を作成することを規定しており、陳述獲得の客観性を保証するため、尋問調書の作成の際に必ず署名するようにしています。しかし、調書の証拠能力を認める刑事訴訟法の第144条および第312条の要件が満たされても必然的に克服できないことがあります。その理由は捜査機関が作成する過程での、必然的に生じる調書の歪曲です。調書尋問は尋問者と被尋問者の常時のコミュニケーションを通じて作成されるということから、いろいろな要因によって真実が歪曲され

る恐れがあります。

また、韓国の刑事裁判はこのような危険性があるにも関わらず、捜査機関が作成する調書に証拠能力を付与しております。刑事訴訟法上の調書に証拠能力を認めるようになった背景は、比較的単純なことから始まります。刑事訴訟法第312条によって、検事が作成した被疑者尋問の調書に対する証拠能力の認定会議は1954年刑事訴訟法制定の当時から議論の対象でした。夥しい議論のあげく、立法者は当時の時代的な状況を反映して、人権保障と捜査の効率性の調和を図りました。当時の立法者は、捜査機関が作成した調書の証拠能力を制限することで拷問をはじめ、強圧捜査を予防しようとしていました。

しかしながらも争訟刑罪という刑事裁判の現実を考慮して、検事と司法警察官が作成した調書に対し、証拠能力と差別化することで、個人の人権保障と争訟刑罪の調和を達成しようとしていました。しかし、当時の立法者が予想しなかった特異な現状が現れました。最初の一つは韓国の検事は被疑者陳述の証拠能力を確保するために必ず被疑者尋問をしなければいけません。最高裁はいわゆる被疑者の署名と捺印があれば、成立申請が認められると推定してきました。その結果、実質的な申請成立を争うなら、事実上、被告人側が強力な立証資料を積極的に提示しなければいけませんでした。最高裁はこのような調書も検事作成の被疑者尋問調書として認めました。このように見えない変遷と歪曲は韓国の刑事司法の信頼性を傷つけました。そこで2004年12月16日に最高裁は刑事訴訟法第312条が惹起している真実の歪曲と人権侵害の危険性を払拭するために検事作成の被疑者尋問調書の証拠能力を管理して、成立申請に関して形式的な成立申請が認められると、その実質的な成立申請が推定されると判断されてきた既存の観念を変更しました。それをもともと陳述者の陳述によって実質的な成立が認められた場合に限って、検事作成の被疑者尋問調書を証拠として使用できるとし、検事作成の被疑者尋問調書に制限が加えられることになりました。そして最高裁の立場の変化により、被疑者尋問調書の証拠能力が否定される深刻な状況に直面した検察は、調書を代替できる対策として映像録画制度の導入を積極的に主張しました。現在、映像録画制度を採択している多くの国では、捜査過程での人権侵害事例が頻繁に生じて裁判所と弁護士会などからの外部的な要求が映像録画制度を導入することになった原動力でした。

これに対し、韓国は検事をはじめ捜査機関が映像録画制度の導入を主張しました。また捜査機関が警察と一元化されている英米法の国とは異なり、韓国の警察と検察はそれぞれ異なる目的を持って、映像録画制度の導入を試みました。韓国の警察では1998年、ソウル南部警察省を示範警察省に指定し、被疑者尋問過程において映像録画制度を導入しようとしていました。しかしその当時、導入趣旨は、司法警察官が調査過程に対する強圧捜査への批判を解消しようとしたためでした。しかし、その当時警察庁は莫大な費用と録音の捏造についての危険性と、録音テープが累積される場合、傍聴する問題とか、捜査の機密が流出される可能性が提起され、映像録画制度の全国的な実施については最初は理論的に対応しました。

しかし2003年に改正された性暴力犯罪に関する法律では、性暴力被害児童に対する映像録画が義務化されています。児童性暴力被害者に対する警察官の調査の段階から陳述映像録画は被害者の反復陳述によるセカンドレイプなどの人権侵害を最小化し、警察の捜査に対する国民の信頼を高める機会になりました。このように警察の捜査の信頼性のために映像録画制度が必要だと認識した警察は被疑者尋問過程においての映像録画に再び関心を持ち始めました。検察は捜査過程の録画方式についての外国の事例を研究し、事案運営を推進するなど体系的な準備をしてきました。これに比べ刑事法学会では公判中心主義を導入するためには、尋問調書の証拠能力を否定すべきだと認識しましたが、捜査手続きの透明化を実現できる対策としての映像録画は相対的に準備が不十分でした。2004年末に検察調書の証拠能力を制限する判例、および検事作成の被疑者尋問調書の証拠能力を否定する司法改革推進委員会の刑事訴訟法の改正方向が具体化されたら、検察は強く反発し、葛藤状況を解決できる代替手段として2005年映像録画を証拠として使用できるようにすることを司法制度改革推進委員会に提案しました。その後、熾烈な議論の挙句、公判中心主義を全面的に要求した司法制度改革推進委員会の早期の主張とは異なり、法官と検察の実務意見を全面に受容しました。その結果、検事作成の調書作成は現行のまま、証拠能力を付与し、捜査過程の映像録画物についても証拠能力を認める方向に刑事訴訟法の立法案を確定しました。

しかし司法改革推進委員会が提示した法案は、5回の修正作業により、被疑

者などの同意のもと、被疑者尋問の時の映像録画が可能であると修正されました。映像録画物の証拠能力を認める第312条の規定は削除されたまま、2008年1月1日から本格的に施行されるようになりました。結局、改正刑事訴訟法では検事作成の被疑者尋問調書に対して、証拠能力を認定して具体的な法案まで提示することで調書裁判の慣行を排除する意思のないことを明白にしています。

このように改正刑事訴訟法は、検事作成の被疑者尋問調書について2004年の最高裁判決により、緩和された要件で証拠能力を認めており、調書、証明調書の客観性を保証する手段にのみ映像録画を認めています。今後、検察と司法警察の映像録画に対する活用方式で大きな差が出ると考えられています。のみならず捜査手続きの透明化を実現させる法案としての映像録画がもともとの趣旨のように定着するのは難しいだろうと最初から予想されました。

次は刑事訴訟法改正後の映像録画制度の運用実態の分析について、説明させていただきます。検事による調書録画の場合、調書に記載された内容が被告人が陳述した内容と統一性の可否を確認するための手段として活用される可能性があって、一応録画の実施の件数は最初から超過されると予想されました。検察庁は2004年5月から20の検察室で実験的な試案実施した以降、最近まで全国で約650の電子調査室を設置しました。実際に映像録画の実施検証の現状を見ると2006年4865件、5723名、2007年度は1万9987件、2万2016名になります。このように急激な増加を見せました。2009年の場合は、映像録画の現状を分析した結果、検察捜査の全体の50%に至りました。

警察での使用は、検察の映像録画の運用とは異なっています。上述したように、司法警察官は映像録画とは関係がなく、調書作成が義務化されており、調書について被告人が内容を否認する場合、調書はただちに証拠能力を失い、映像録画物を証拠に使用することができません。しかし、警察庁は刑事訴訟法の改正以前である2006年1月からヤンチョン警察庁の軽犯罪チームで試験運用をしており、これを徐々に拡大し2007年からは全面使用して現在では650個の録画室が設置されています。警察庁では録画した陳述録画の活用の件数が2008年頃には約9万件までいたりましたが、それ以降2012年まで持続的に減少されました。その後成果の項目から除外されるなどの誘引要素がなく

なり、独自の証拠能力に認められない理由で、次第に活用度が低くなりました。

今ご覧いただいた映像は警察、ヤンチョン警察庁のビデオルームです（スライド20）。ドアを閉めた後とドアを開けた時の写真です。このビデオルーム室にはカメラ2つが設置されており、コンピューターも設置されていて、顔を見ることができます。

最後なのですが、韓国の最近の刑事訴訟法の改正の方向については、公判中心主義を刑事司法に定着させることでした。新たな公判中心主義の実現は最初の改革趣旨のように捜査機関が作成した調書の証拠能力を原則的に否認することからスタートしなければいけません。また国民が参加する公判中心主義的な刑事手続きは、捜査手続きと捜査機関の活動を監視および統制できる捜査活動の透明化が前提となるべきです。また全ての刑事事件に対する弁護士の参加は実務的に難しいことを鑑みれば、捜査手続きの透明化のための現実的な手段は映像録画です。

しかし、改正刑事訴訟法に従うためには、検察庁は、調書に対する証拠能力を認定されるための手段として映像記録を活用するかもしれません。また司法警察の場合は、少なくとも、弾劾証拠に使用可能な調書を作成するのが、むしろ証拠としての価値が高いと判断することで捜査手続きの映像録画制度、そのものが有名無実化される危険性にさらされています。このようなことを考えると、刑事手続きの透明化のために映像録画が実質的に定着できるような土台を準備しなければなりません。それが刑事訴訟法第214条に基づいた調書作成の義務化に関する問題です。映像録画が尋問過程の透明性ないし歪曲化の排除に寄与するため、優先的に刑事訴訟法の記録方法についての改正が必要です。

次に2番目は刑事訴訟法の第214条の2の規定する捜査機関による映像録画の裁量問題です。映像録画が自由裁量に委ねられた場合、現在の訴訟当事者の不公平性がより深刻化される恐れがあります。公判での捜査官の法廷証言の時、その信頼性の回避を確認するための手段として利用するためには、少なくとも被疑者の権利を法的に明文化し、優先的に重犯罪を対象にして、映像録画を義務化しなければいけません。このような方法が実現するとき、映像録画制度は公判中心主義の刑事手続きを復元する手段として定着することができると思わ

れます。ご清聴ありがとうございます。

山田 パク先生、ありがとうございました。

Interrogation videorecording in the new Korean Criminal Procedure Code and the practical Problems with their Performance



Prof. Park, RoSeop
Hallym University

1

I. Introduction

- ◆ Political reforms in Korea have reflected the desire to democratize.
- ◆ people are increasingly interested in justice system. So the problems in the criminal justice system were magnified.
- ◆ Through recent judicial reforms,
 - A jury trial was introduced,
 - the right to counsel during examination of a suspect was guaranteed,
 - Detention of Suspect was introduced, and
 - the system of determination of punishment was improved.

2

I. Introduction

- ◆ **The purpose of the revised Criminal Procedure Code** is to
 - protect human rights,
 - enhance national judicial participation,
 - overcome the phenomenon of 'trial by dossiers'
 - **realize the cross-examinations by the parties in a courtroom.**
- ◆ However, Judicial practitioners such as the public prosecutors desperately opposed the reform.
- ◆ Consequently, **admissibility of prosecutors interrogation dossiers was moderated**
- ◆ **videorecording degenerated into a assistant for an interrogation.**

3

II. History Of so called 'trial by dossiers'

- ◆ So-called 'trial by dossiers' is originated from admissibility of interrogations by an investigative institution.
- ◆ A protocol prepared by any Investigative institution other than a public prosecutor for examination of a suspect is admissible as evidence, according to Criminal Procedure Code article 312 (3)
- ◆ A protocol in which the public prosecutor recorded a statement of a defendant: the article 312 (1), (2) of the Criminal Procedure Code

4

Article 312 (Protocol Prepared by Public Prosecutor or Judicial Police Officer)

- (1) A protocol in which the public prosecutor recorded a statement of a defendant when the defendant was at the stage of suspect is admissible as evidence, only if it was prepared in compliance with the due process and proper method, the defendant admits in his pleading in a preparatory hearing or a trial that its contents are the same as he stated, and it is proved that the statement recorded in the protocol was made in a particularly reliable state.
- (2) Notwithstanding paragraph (1), if the defendant denies the authenticity in formation of the protocol, it is admissible as evidence, only when it is proved by a video-recorded product or any other objective means that the statement recorded in the protocol is the same as the defendant stated and was made in a particularly reliable state.
- (3) A protocol prepared by any investigative institution other than a public prosecutor for examination of a suspect is admissible as evidence, only if it was prepared in compliance with the due process and proper method and the defendant, who was the suspect at the time, or his defense counsel admits its contents in a preparatory hearing or a trial.

5

Article 244-2 (Video Recording of Suspect's Statements)

- (1) The statements made by a suspect may be recorded by a video recording system. In this case, the suspect shall be informed of video recording in advance, and the entire process from the beginning to the end of interrogation and the objective circumstances shall be recorded by the video recording system.
- (2) Once the video recording under paragraph (1) is finished, the original recording medium shall be sealed without delay in the presence of the suspect or his defense counsel, and the suspect shall be required to print his name and affix his seal or write his signature thereon.
- (3) Upon a demand by the suspect or his defense counsel in the case of paragraph (2), the video-recorded product shall be replayed for viewing. In such instance, if there is any objection raised to its contents thereof, the purport of such objection shall be put down in writing and shall be attached to the product.

6

 **II. History Of so called 'trial by dossiers'**

→

- ◆ Distortion- Problems of Interrogation Protocols
 - Even if the requirements of the articles 244, 312 are fulfilled,
 - the thing is inevitable distortion of an interrogatory.
 - Because a long conversation between an examiner and an examinee makes an interrogatory.
 - Some factors would cause distortion of the truth.

7

 **II. History Of so called 'trial by dossiers'**

→

- ◆ The Code 312: the most controversial issue of legislative process in year 1954
 - A criminal trial took the risks and gave admissibility of an interrogatory.
 - The most controversial issue is whether to give admissibility of an interrogatory or not.
 - The legislators made an attempt to balance between protection of human rights and effectiveness of an investigation.
- ◆ The legislators tried to achieve judicial economy by making a distinction between an interrogatory by the public prosecutors and by the judicial police officer.

8

 **II. History Of so called 'trial by dossiers'**

→

- ◆ **But something the legislators couldn't expect happened.**
 - The public prosecutors have to interrogate a suspect to get admissibility of a statement.
 - The prosecution investigation officers examine a suspect and the public prosecutors only sign an interrogatory.
 - The public prosecutors couldn't directly examine all the suspects because the number of cases is over two millions in one year.
 - The supreme court admit that kind of interrogatory as prosecutors interrogation dossiers.
- ◆ **This underlying distortions spoiled credibility of criminal justice.**

9

 **II. History Of so called 'trial by dossiers'**

→

- ◆ The supreme court broke the precedent and restrict admissibility of prosecutors interrogation dossiers, showing that substantial authenticity is required.
- ◆ The precedent assumed substantial authenticity if prosecutors interrogation dossiers only have formal authenticity.
- ◆ Due to Supreme court's change in position, The prosecution has no choice but to strenuously insist on introduction videorecording system.

10

 **III. Debate about the videorecording and its legislative process**

→

- ◆ **In most countries**
 - Outside organizations, including a court and a bar association, demanded introduction of videorecording system.
 - denouncing that violation of human rights in criminal investigation process
- ◆ **In Korea, on the other hand,**
 - the prosecution and police led introduction of videorecording system.
 - Furthermore, they The purposes of introducing videorecording system differ between the prosecution and police

11

 **III. Debate about the videorecording and its legislative process**

→

- ◆ **Korean national police agency**
 - aim of introduction was to calm controversy about pressed investigation by the judicial police officer.
 - However, skeptical of national implement of videorecording with the concerns about enormous expense and leakage of confidential information about an investigation.
- ◆ As 「Punishment of Sexual Crimes and Protection of Victims Act」 was revised in 2003, It is obligated to videorecord children victim of sexual violence.

12

III. Debate about the videorecording and its legislative process

→

- ◆ **Korean national police agency**
 - found that videorecording can contribute to the credibility of police investigation
 - was interested in videorecording during interrogation of a suspect.
- ◆ **Korean national police agency** had strong will to prepare to gain independence of investigation.

13

III. Debate about the videorecording and its legislative process

→

- ◆ The prosecution
 - has prepared itself for videorecording, as studying foreign cases and carrying forward test operations.
- ◆ Contrarily, the criminal jurisprudence academic community
 - didn't adequately prepare for videorecording that can clarify investigation process
 - even though it agreed that admissibility of interrogation should be denied in a courtroom.
- ◆ In 2004 the prosecution suggested that videorecording materials have admissibility in a courtroom.

14

III. Debate about the videorecording and its legislative process

→

- ◆ The Reason of the prosecution suggestion
 - It looked gloomy that interrogation would be accepted its admissibility.
- ◆ But as discussion about prosecutors' interrogation dossiers and videorecording continued in presidential commission on judicial reform,
 - The judiciary began to insist that aggravating tasks is worried in case admissibility of interrogation
 - they had some apprehensions that a courtroom descends to a videorecording theater if videorecording gets the admissibility.

15

III. Debate about the videorecording and its legislative process

→

- ◆ Presidential commission on judicial reform determined the legislation bill
 - an interrogatory by the public prosecutors has admissibility which same as at present(312)
 - videorecording get admissibility on condition that it is supplementary means(312-2).
- ◆ However, the national assembly deleted the article 312-2 of giving a videorecording admissibility
- ◆ The revised Criminal Procedure Code clarify it has no will of excluding 'trial by dossiers' by giving admissibility to an interrogatory by the public prosecutors.

16

IV. Using rate of videorecording after revised Criminal Procedure Code

→

- ◆ Because videorecording by the public prosecutors can be used to confirm prosecutors' interrogation dossiers are same as written statements.
- ◆ The number of implementation of videorecording was expected to increase.
- ◆ In 2009, It accounted for 50% of the number of all the prosecution investigation.

Years	2006	2007	2008	2009
N of VR	4,855	19,197	25,191	50,967

17

IV. Using rate of videorecording after revised Criminal Procedure Code

→

- ◆ The police's application of videorecording differs from the prosecution's.
- ◆ The police have to write interrogations regardless of videorecording.
- ◆ If the accused deny the interrogation, The interrogation and videorecording immediately lose their admissibilities.
- ◆ But the police has already set up 650 videorecording rooms until 2007.

Years	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
N of VR	943	18,013	89,338	73,371	38,087	21,174	20,295	40,967

※ 2 Million crime cases a year

18



19



20



21



22



23

V. the new legislative revision on the purpose of videorecording

- ▶
- ◆ The purpose of recent reform of criminal procedure was to settle down the principle of court-oriented trials.
- ◆ For that, It is needed to deny admissibility of an interrogatories written by an Investigative institution in principle.
- ◆ Transparency through all Investigative activities is premise of the principle of court-oriented trials
- ◆ All Investigative activity should be watched and controlled.
- ◆ The most practical way to clarify Investigative activities is a videorecording system.

24



V. the new legislative revision on the purpose of videorecording



- ◆ some conditions for a videorecording system to settle down in a criminal suit.
 - obligation draw up of an interrogatory.
 - a suspect should be given request right to videorecording

- ◆ a suspect should be given request right to videorecording.

25

Thank You

26

報告 2 : Video Recording of Suspect Interviewing in Korea: Its Lessons and Future Directions

ジョ・ウンキョン (ハンリム大学教授)

司会 続きまして、ジョ・ウンキョン先生よろしく申し上げます。

ジョ ジョ・ウンキョンでございます。ハンリム大学のものです。シンポジウムの素晴らしい主催者に感謝いたします。こちらに来て、私の話、研究結果をお話出来ることを本当に嬉しく思います。取り調べの可視化についてお話を申し上げます。

こちらのほうが私の話の目次になっています (スライド 2)。3つ焦点を当てて今日はお話をしていきます。2番目に書いておりますように、供述調書の問題点にどんなものがあるかということで、パク先生の方から供述調書ということでお話がありました。3点目、自白をベースにした被疑者取り調べインタビューということで、そのような取り調べの面接のスキルをどのように上げているかということについてお話を申し上げます。また、将来についてもお話したいと思います。

こちらは基本的に韓国の刑事司法制度のシステムを図式化したものです (スライド 3)。可視化ですが、刑訴法を 2007 年に修正いたしまして、その後導入されました。警察、また検察で可視化のインタビューを始めるということ、子供の性犯罪の被害者から始まりまして、そしてこのような可視化を行うということをトライしました。警察庁でまず行い、パク先生からお話がありましたが、これは改正前のお話でした。それから検察と警察の方では取り調べ、それからインタビューについては両方でやっておりますが、警察は捜査のために行い、検察は被疑者の質問というのは、ちゃんと証拠能力を持った指摘をするということが目的となっているわけです。それで供述調書ですが、通常は質問と答えから成り立っています。ということはインタビューをそのまま書きおこしたような形になるわけです。しかし供述調書ですが、実際にはそれを書きおこしたものではありません。対話みたいなものですが、どうもギャップがあるんです、

私の研究では、実際に供述調書として出てきたものと、実際に会話としてビデオで見るとは中身が違っているということが多々あるわけです。被疑者のインタビューですが、法制審議会などにおける議論になっています。今までは事象的な研究よりもそちらの方で取り立たされていました。可視化が導入される前に科学的系統的な研究がなされていなかったのです。それで刑法に改正された2007年に可視化が導入されて、初めて研究の分野においても大きな一歩を踏み出すことができました。ただこちらの方は、必ずそれを導入ということが義務化されていない、インタビューされたデータにアクセスできるのは限られているということで、基本的なことしかわかりませんでした。最近の研究をさらに突っ込んで行くことによりまして、被疑者のインタビューがどのように行われているかという問題点が浮き彫りになりました。

その問題点について3つ申し上げたいと思います。まず、一つ目の問題として供述調書の記録ですが、供述調書が検察官によって作られるのは、これを作って持っていったら証拠能力があるとされているわけですが、この供述調書がそのまま真の被疑者が言ったことを代表しているのかどうかということに疑義があるわけです。私の方の調査結果を紹介します（スライド7）。これはリ・ハンリー先生という心理学の論文を書いていらっしゃる方と私が一緒になって行ったものです。これは、供述調書とそれからビデオと同じ被疑者で比較したものの調査結果です。そして、どれぐらいのギャップが幅と内容にあるかというのを調べました。10の刑事犯を調べました。このビデオ記録したものを書きおこしまして、供述調書の方も分析しまして、ビデオのものと比較してみました。ビデオと供述調書の間にギャップがないかということ調べてチェックいたしまして、影響因子とパターンがどうであるかということで類型化してきました。こちらを見ていただきますと、影響を与えた種類、こちらの方は2つのカテゴリーからできています（スライド8）。こちらの方は歪みがある、歪曲があるということです。つまりギャップがあるということで、実際の供述調書とは違っているということです。そして、この歪曲は3つの中身から出ています。これが有罪か無罪かということに影響を与える、それがひとつの基準です。裁判所によって影響があったか、それから量刑の判断に影響があったか、また忘却があったことによって手続き上の瑕疵があったか。不適切な形でミラ

ンダ・ルールを提供していなかったかとか、間違っただインストラクションを提供していなかったかということです。それからギャップはあったんですが、ギャップがあったからといって、中身が歪曲されているわけではないというものもありました。中身が関係ない、歪曲ではないんですが、争点外の内容であったということもあります。それから、歪曲が発見されますと、さらにそれを省略、捏造というふうに分けていきました。省略の方は答えが省略された、それから返答の方も省略された、問答省略、それから、捏造の方ですが、返答の明確な捏造があったり、返答の微妙な捏造があって、質問が捏造されて作られていたりとか、問答がビデオではあったけれども、さらに追加されているということで、問答が転換されて質問が答えになっているということもありました。そして、この10件の場合ですが、平均49のギャップがありました（スライド9）。差が多かったのは、実際に有罪か無罪かというものに影響するものが多かった。これ（スライド10）が79%を占めていました。手続き的な瑕疵ですが、各々のケースで一つずつありました。これはどのような影響が出てきているかということについての、基準別の観察のヒントです。赤いところですが、答えが除外されたというのがよく見られているもので、それから質問と答えがひっくり返った。それが同じくらい多かった。微妙に答えが捏造されたというのが次に多かったです。研究の結果を見てみると、このような差が出てくるのが有罪無罪の判決に影響が出てくるということになりますと、歪曲、ミランダ・ルールの説明が適切でなかったとか、可視化の承諾についてとっていなかったとか、真夜中のインタビューについて承諾があったかどうかということが瑕疵になります。それから質問と答えがひっくり返っているとか、そういったものが除去されているということがビデオと供述書とでギャップとしてありました。また、明々白々な答えが捏造されているというのはなかったんですが、微妙な捏造はありました。では次に自白を求めるような問いの場合ですが、ご存知のように自白は刑事事件の裁判では非常に説得力のある証拠です。これはケースの情報収集のみならず、被疑者の自白を誘導するということが多々あるわけです。自白を取るという圧力によりまして、嘘の自白が誘導されたりします。そして、狭量なバイアスがかかったものがあります。パク先生がおっしゃったように自白が韓国において非常に重要な証拠となりうるということでしたか

ら。そして類型化をこのような形で行いました（スライド13）。人間的なものと支配的な形であったものと、情報収集のタイプと詰問的なものです。ではこちらの方は、2007年に嘘の自白をしたということの例です（スライド14）。ホームレスのティーンエージャーを死に至らしめるまで暴力をふるったという二人の少女、2人の少年の場合です。ティーンエージャーの被疑者は、共犯者として2人の精神的な障害にあたって、アルコール中毒にある成人の被疑者によりまして、共犯であるというふうに言われました。物的証拠はありませんでした。そして今度は被疑者の可視化をしました。裁判の結果はこのように出ました、判決ですが、4人のティーンエージャーに有罪の判決が出ました。量刑は拘禁刑で2年から4年となっています。これが控訴されまして、今度は自白は誘導されたものだとか裁判官が言ったのです。どうやら検察の方でこれを誘導したもので信用できないということで他の証拠は提出されていませんでしたので、無罪になりました。そして最高裁の方でも同判決を支持したということになります。それで、まだいろいろと調査を続けまして、パク先生は国選弁護士としての役割を持っておられましてビデオを分析されました。そして供述調書と比較したわけです。こちらの方も証拠として裁判所の方に提出されていたのですが、そこから分かりましたのは、この6つの項目です。1点目としまして、可視化は被告が自白を始めた時から始まったということです。はじめから実施されていたわけではありません。よって全てこれが可視化されていたというわけではなかった。自白は様々な支配的な質問の方略を使って誘導されて、否認しても共犯者が既に自白をしているのでダメだと言われたとか、そして被疑者は犯罪に対して非難され、嘘を言っているとされた。そして被疑者がほかに証拠があるという風に言われた。また、自白をすれば楽になると言われた。そして6つ目、もし自白をすれば、捜査官、検察官の方のもっと簡単な量刑になるだろうと言われた、ということです。

もうひとつの調査、これは検察に関するものでありまして、そちらは論文の方に書いています。受刑者にどういう経験を受けたかということを知り、自白の理由についても聞いております。大半の受刑者が言うには、なぜ自白したかその理由は取調官が自分のことを尊重してくれた、つまり強圧的ではなかったということ、最初から自白するつもりだった、取り調べを受ける前からそのつ

もりであったと答えた受刑者が多いという結果がわかりました。そこで次のポイントです。一番効果的な面接のスキルは何なのかということです。自白、あるいは不利な事実の是認を得るために効果的なやり方はないのかということですが、自白を得るためには、それは面接のスキルで決まるという取調官が多いんですが、研究によりますと、態度の変化、否認から自白への変化と、どのような面接技法が使われたかということには相関がないようであります。これは取調官が思っているのはかなり違っているということです。そして、次の研究では、韓国の被疑者、そして面接をする側が実際にどのようなやり取りをしているのかということを確認しようと思いました。これは最高検事局からの依頼を受けまして、研究を始めました。問いは3つあります（スライド18）。どのようにして韓国の取調、面接そして被疑者がやっているかということ。また、是認や自白を得るために効果的な方法があるのかということ。また、このより良い面接ができるように捜査官の研修が必要かどうかということでした。この研究において、私たちがデータベースからサンプルを取りました。ビデオに記録されている、そこに保管されている取調の様子について見ました。2005年から2013年にかけての事件ですが、大半の取り調べについては2007年から2009年の間のものが多かったです。パク先生がおっしゃったようにこのビデオを使った面接の数は2007年から2009年にかけて多かったです。それは法的な理由があったからです。そしてその後は減っています。可視化が減っているということです。私の研究の場合はサンプルのほとんどが2007年から2009年までの間に集中しています。一貫否認の場合と陳述変化の場合の比較をしました。サンプルを集める時に考えたこととしては、この一環否認と陳述変化を同数にしたいと思っていましたので、それぞれ48となりました。性的な暴力ならびに殺人が対象となっています。逐語訳を見て、そしてインタビューの長さを計測し、そしてコーディングをして内容を確認いたしました。センシティブな情報については全て除去してからコーディングを行っています。コーディングについては2人の研修を受けたコーダーがやっております。コーダー間の一致率が0.67です。被疑者の応答のタイプについては、より高い信頼度になっており、0.95となりました。被疑者面談に使われた戦略については、強圧的なもの対情報収集型と2つに分けました。黄色の方が強圧的な面談の戦略です。白で表現

しているのが情報収集型のアプローチです。

ラポール形成についても検討しています。このようなカテゴリーに分けました。ほかの研究から持ってくるのではなく、書き起された面談の内容を読んだ上で共通して見られるラポール形成について、このように分類してコード分けをするようにしました。まず面談の時間です。一番多かったのが30分から60分というものがビデオで記録された面接で多かったということ、後は30%くらいが30分くらいでした。したがって全体の80%くらいが一時間以内で完了しています。中には長いものもありました。殺人と性的な暴力、いずれも深刻重大な犯罪であります。これは一番最初の面接ではありません。警察官が最初の何回か面接を被疑者に行った上で、被疑者が検察の方に送られ、そこで検事の取り調べを受ける、その部分のサンプルを今回まとめました。では、どういった技法が使われているかということを見えます。赤い方は陳述変化、ブルーは一貫否認のグループです。このようにあまり面白くない結果となりました(スライド23)。一番よく使われていたテクニックが誘導質問でした。圧倒的に多かったです。何度も使われています。使われる頻度が高いです。陳述変化群の方が誘導質問の割合が高くなっています。チャレンジングというのは、異議を提起するということですが、こちらは一貫否認の方が多くなっています。中間とは違った結果となりました。陳述の変化があったということは、それは異議提起があったからではないかと思っていたんですが、そうではありませんでした。それ以外の技法、強圧的なものと情報収集型とありますが、両群の間あまり差はありませんでした。

こちらは陳述変化群のみです(スライド24)。赤は陳述変化後、ブルーは陳述変化前で分けて、もう一度検討しています。やはり誘導質問が多いですが、検事はオープンエンド質問は陳述変化の前が多いということ、また証拠の提示につきましても陳述変化の前が多くて後が少ない、これはわかると思います。紳士的で、穏やかな勧誘、これも陳述変化前が多い。一方で、一度陳述変化が起こった後に検事が被疑者に対して憂慮を示すようになっています。なぜかはわかりませんがそこで憂慮を示すようになっています。こちらは、ラポール形成の結果です。面接のマニュアルはどれもラポール形成は重要だと言っていますが、今回私が検討したサンプルは41%でしかラポール形成が行われていま

せんので、ラポール形成の努力があまり頻繁には見られなかったということです。一方で陳述変化のグループの方がラポール形成の努力が多くなりました。一貫否認よりも多いという結果が出ていました。続いてどのようなラポール形成を使っているのかと言いますと、興味深いことにエンパシー、共感というのが多いです。多いと言いましたが、これは陳述変化の被疑者に対してです。それ以外は差はないようでありました。

ラポール形成を使って被疑者を説得しようとしているかどうかということですが、ラポール形成を使って陳述を変えさせようとしているときにうまくいっているのは、陳述変化のグループです。自白を得ることができたのは、ラポール形成を行ったうちの10件のうちの9件なので90%ありました。ただし、サンプル数が大きくはありません。

ではまとめです。今回の結果、誘導質問、暗示質問が一番多く使われている技法でした。異議提起、そして干渉というのが使われているのが全体の半数以上ほどありました。強圧的な方法と、情報収集の方法の混合が見られました。オープンエンドの質問、あるいは証拠の開示、そして穏やかな勧誘が使われているのは陳述変化前の方が多かったということです。当研究についての議論です。ここに書いてあるとおりですが、今回の研究で申し上げたいのは、情報収集型のアプローチにはベネフィットがあるということ、これは政策立案者、そして司法側がより強く理解すべきだと思います。ビデオで記録をすることによりまして、被疑者面談の問題点が明らかになってきました。こうした問題点を解決し、面接を改良するためにはもっと科学的な研究が必要だと思います。韓国における可視化には独自の問題があると思います。しかし、もっと積極的に使用し、誤審を防ぐためにも活用すべきだと思います。以上です。ご清聴いただき、ありがとうございました。

山田 はい、ジョ先生、ありがとうございました。

Police Interview Symposium – Kyoto, Japan, 2014



Video Recording of Suspect Interviewing in Korea: Its Lessons and Future Directions

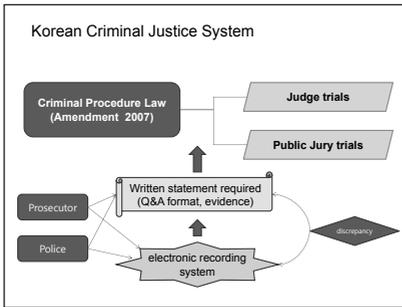
Eunkyung Jo
Department of Psychology
Hallym University
Republic of Korea

1

Table of Content

1. Introduction
2. Problem of Written Examination Records
3. Confession-oriented Suspect Interviewing
4. Investigative Interview Skills
5. Discussion

2



3

1. Introduction

Suspect interview was considered to be a topic of legal debate rather than that of empirical research.

Until the introduction of video recording system, there was little systematic or scientific research on suspect interview.

Inclusion of video recording of investigative interviewing in the Criminal Procedure Law Amendment in 2007 was a big step forward to suspect interview research.

4

Although video recording of suspect interview is not mandatory and access to interview data is very limited, video recording system provides a basis for understanding suspect interview practices.

Some recent research on suspect interview has enabled us to understand problems of current suspect interviewing.

5

2. Problem of Written Examination Records

Written examination record is element in Korean criminal justice system.

Written examination records by prosecutors can be used as evidence.

6

Discrepancies between video and written records

Lee H.G., & Jo, E. (2014). The Extent and Types of Distortions in the Examination Record : A Comparison of Paper and Video Records. *The Journal of Police Science, Vol. 14, No.2*, 28-53.

They analyzed the extent and nature of discrepancies between the video recorded suspect interview and written examination records based on the video recorded interview.

10 criminal case records were analyzed.

Video recordings of suspect interview were transcribed. Written examination records were analyzed and compared with video transcripts.

Discrepancies between the video and written records were categorized by their influence types and patterns.

7

Coding Criteria

	Influence Type		Influence Pattern
Distortion	Influence on Verdict	Omission	Omission of A
	Influence on Sentencing		Omission of Q & A
	Procedural Defect	Commission	Obvious Commission of A
Non-distortion	Summarizing		Subtle Commission of A
	Inrelevant content		Commission of Q
	Clear Fact	Addition of Q & A	
			Switch of Q & A

8

Frequency of Discrepancies by Influence Type

Influence	Influence on Verdict	Influence on Sentencing	Procedural Defect	Total
Case #				
1	1	2	3	6
2	91	17	6	114
3	50	14	5	69
4	26	8	3	37
5	49	1	3	53
6	106	25	4	135
7	4	0	3	7
8	23	0	1	24
9	21	0	5	26
10	15	3	1	19
Mean	38.60 (79%)	7.00 (14%)	3.40 (7%)	49.00 (100%)

Lee & Jo (2014)

9

Frequency of Discrepancies by Influence Pattern

Pattern	Omission of A	Omission of Q&A	Obvious Commission of A	Subtle Commission of A	Commission of Q	Addition of Q & A	Switch of Q & A	Total
Case #								
1	0	3	0	0	0	1	2	6
2	9	45	2	9	5	4	40	114
3	5	32	1	14	3	2	12	69
4	1	9	1	8	2	6	10	37
5	7	25	0	7	5	1	8	53
6	9	23	0	15	6	1	81	135
7	2	1	0	0	0	3	1	7
8	0	18	0	2	2	2	0	24
9	1	2	0	4	5	2	12	26
10	2	4	0	7	3	1	2	19
Mean	3.60 (7%)	16.20 (33%)	0.40 (1%)	6.60 (14%)	3.10 (6%)	2.30 (5%)	16.80 (34%)	49.00 (100%)

Lee & Jo (2014)

10

Problem of Written Examination Records

[Results]

- Distortions of information which could influence guilty-not guilty verdict were observed in all sample cases.
- Procedural defects (e.g., improper Miranda warning, consent to video recording, consent to midnight interview) were also found in all sample cases.
- Omission of Q & A and switch of Q & A were most commonly observed discrepancies between video and written records.
- Although obvious commission of answers was very rare, subtle commission and omission of answers were frequently observed.

11

3. Confession-oriented Suspect Interviewing

Confession!!

- The most persuasive evidence in criminal trials (Oberlander, Goldstein, & Goldstein, 2003)
- Investigators question suspects
 - To get more information about the case.
 - To induce suspects to confess. (Wrightsmen & Fulero, 2004)
- Pressure to obtain confession could lead to false confession due to confirmation bias and tunnel vision (Kassin, et al. 2003).
- Confession is an important evidence in Korea!

12

Suspect Interview Strategies

Humane	associated with offenders' admission of crimes
Dominant	tendency towards being associated with offenders' denials
Holmberg & Christianson(2002)	
Information gathering	Aimed at securing evidence PEACE model Rapport, open question, etc.
Accusatory	Aimed at securing confession REID technique Minimization, maximization, etc.
Moston & Engelberg (1993)	

13

A false confession case (2007)

Four teenagers (2 girls, 2 boys) were accused of brutally beating another homeless teenage girl to death.

The teenager suspects were identified as co-offenders ("the kids") by two mentally handicapped and alcoholic adult suspects who initially confessed their crime of beating up the victim to death.

There was no physical evidence.

The teenager suspects were separated from each other and interviewed by a prosecutor as an investigator typed the written record.

The suspect interviews were video recorded.

14

A false confession case (2007)

1st Trial:

Four teenagers all confessed and were judged to be guilty.
Sentence: 2 ~ 4 years imprisonment.

Appeal Trial:

Confessions were induced by the prosecutor and not credible.
No other evidence was presented.
Not guilty!

Supreme Court:

Not guilty!

15

What actually happened in the video?

1. Video recording started after defendants confessed. The entire suspect interview was not video recorded.
2. Confession was induced by various dominant interrogation tactics.
"There is no use for denial because co-offenders already confessed"
3. Suspects were blamed for the crime and lying about their offending.
4. Suspect were told to believe there are other evidences.
5. Confession would make them feel better.
6. If confess, they will help the suspects to get more lenient sentences.

16

4. Investigative Interview Skills

Nowadays it is getting harder to find physical evidence for criminal cases.
Suspects tend not to confess when there is no physical evidence.

Many investigators believe that obtaining confession depends on the investigator's interview skills.

Various investigative interviewing strategies are used by investigators (Moston, Stephenson & Williamson, 1992; Moston & Engelberg, 1993; Leo, 1998; Kassin et al., 2007; Soukara et al., 2009).

Police officers preferred using more coercive interview strategies when evidence is weak (Kim & Jo, 2013).

There were relatively few correlations between suspects' change of "position" from denial to confession and the degree of usage of the 17 interview tactics. (Soukara, et al., 2009).

17

Jo, E. (2013). *Development of effective investigative interview manual to counteract psychological changes of suspects.*
Report Submitted to Supreme Prosecutors' Office.

Research Questions:

1. How are Korean investigators doing with suspect interviewing?
2. Are there effective interviewing tactics to obtain admission/confession?
3. How should we train investigators?

18

Method

1) Screening of Suspect Interview Videos

- Video Recorded Suspect Interview Database for 2005-2013
- Consistent Denial: 48 cases (homicide, sexual assault)
- Change of position(from 'Denial' to 'Confession/Admission'): 48 cases (Homicide , Sexual Assault)

2) Transcribing Interviews

- Type of offence, length of interview (minutes)
- All identifiable information related to suspects and interviewers was removed.
- Very thorough transcription of interview was obtained: verbal and nonverbal interactions between interviewer and suspect.

3) Coding by 2 Trained Coders

- Interview tactics (frequency): ICC = .67
- Suspect's response types (frequency): ICC = .95

19

List of 17 psychological tactics

Coercive approach	Information gathering approach
Maximization of Offence	Disclosure of Evidence
Minimization of Offence	Emphasizing Contradictions
Positive Confrontation	Challenging the Suspect's Account
Interruptions	Open Questions
Repetitive Questioning	Gentle Prods
Leading Questions	Silence
Intimidation	Handling the Suspect's Mood
Suggest Scenario	Concern
Situational Futility	

Soukara, S., Bull, R., & Vrij, A., Turner, M., & Chermnyan, J. (2009). What really happens in police interviews of suspects: Tactics and confessions, *Psychology, Crime & Law*, 15, 493-506.

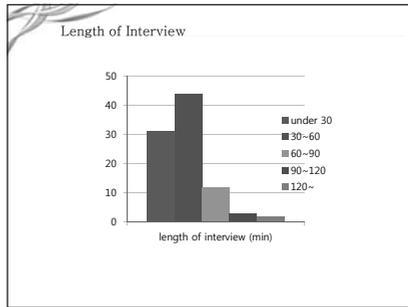
20

Data Coding

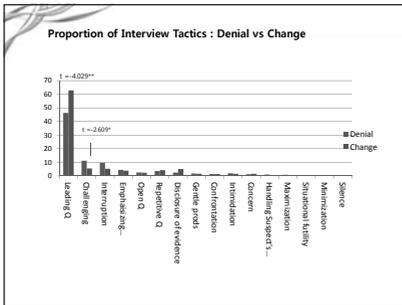
Rapport Building Themes

Themes	Example
Empathy	Express understanding of what the suspect is going through
Encouragement	Encourage the suspects to relax the suspect
Acceptance	Accepting the requests related to the current case
Advice	Providing advice for the suspect's current or future process of the case
Concern	Expressing concern about the suspect's current or future situation
Unrelated Topic	Conversation about job, family, interpersonal relationship
Other	

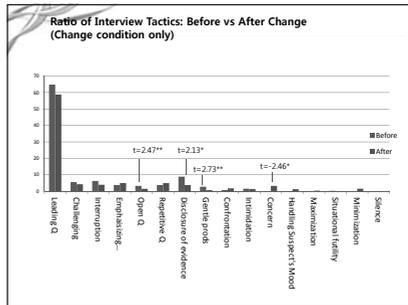
21



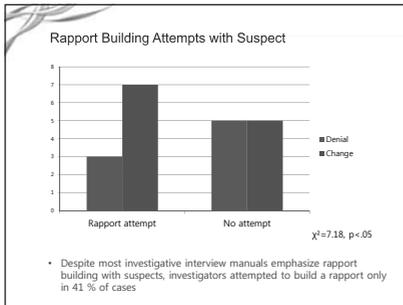
22



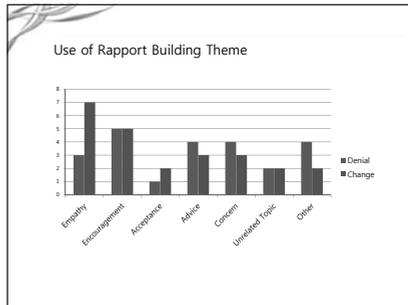
23



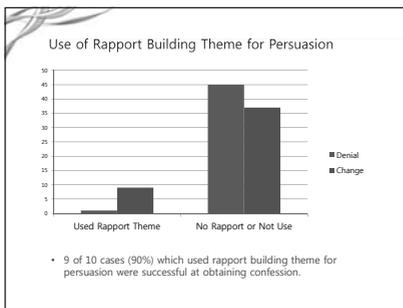
24



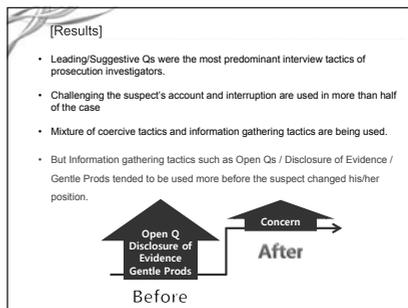
25



26



27



28

Results and Discussion

- The risky practices of relying on leading questions and coercive interview tactics need to be changed.
- The benefit of information gathering approach deserves more attention by policy makers.
- Need to develop an investigative interviewing model for Korean criminal justice system.
- Need to revise investigative interview training program.

29

5. Discussion

Introduction of video recording system help to unveil problems of suspect investigative interviewing.

Solving those problems and improving suspect interview practice would be possible through scientific research.

Although video recording system in Korea has its unique problems to solve, it should be maintained and more actively used to prevent serious miscarriage of justice.

30

司会 それでは京都弁護士会に所属されています遠山大輔先生にコメントをいただきたいと思います。先ほど2人の先生が講演されている間、ずっと頷いていらっしやったのでコメントをいただければと思います。

遠山 ご紹介ありがとうございます。弁護士の遠山です。2008年に韓国の取り調べ録画制度の視察に行きました。ある意味うらやましいものを見に行ったわけです。その視察において警察、あるいは検察主導で録画がされるようになったと聞いて、本当に驚いたのを覚えています。日本に帰ってきた我々は、この韓国型を日本でも導入すればいいのではないかと議論していたこともありました。今回の法制審の特別部会での議論において、検察官は取り調べの録画映像を証拠調べ請求しなければいけないと、供述調書を証拠調べ請求するときには合わせて取り調べの状況を録画したDVDを映像を証拠調べ請求しなければいけないという立て付けになったわけですが、これは、韓国の制度を一部取り入れた形と見ることもできるのであって、私としては感慨深いものがあります。ただ、日本の先を行っておられる韓国で事象的な検討というか、分析されたことを詳しくお聞きしたわけですが、例えばパク先生からは裁量的な録画であることの問題点をご指摘いただきました。結論的に私が感じるのは、私は弁護士ですから、弁護士としては立法の形がどうあろうとも、つまり具体的には供述調書の信用性を証明するための補助証拠と、法律的にはそうなっている、捜査過程の透明化を確保する手段なんだと、そういう視点で見えていくことが大事なんだということがわかりました。多くのケースを分析されたジョ先生のお話では、微妙な捏造があったり、歪曲があったり、質問と答えが入れ替わっていたりということが見られるということですので、特に裁判員裁判については全過程が録画されることが義務化されたとは言え、我々弁護士は油断せずに録画を確認して、捜査過程を透明化する手段ができたわけですから、それを真に役立てて行くことが必要なんだということがよくわかりました。非常に貴重なご報告だったと思います。それでいよいよ、裁判員裁判についてですが、全過程、警察、検察を通じた全過程の録画の義務化を迎える日本は私の目から見て

どういう状況かということをお話したいと思います。私は、京都の警察、あるいは大阪の警察官に対して定期的に講義をしています。講義というのは、授業をしています。何を教えているかということ、皆さんが取り調べで良くないことをすると、それは必ず弁護士の耳に入って皆さんにとってよくない事が起きると。つまり証拠が排除されたり、起訴できなくなったりするんだと。だから取調室で悪いことをしてはいけないということを教えるわけです。これに対する警察官の反応は様々ですが、なんというか、何度も頷いてくれることはありません。象徴的な反応というのは、先生の言っていることはわかりますが、被疑者の言っていることだけを聞いていたら、それは私らの仕事ではありませんとはっきりおっしゃいます。未だに取り調べは被疑者と取調官の心と心の交流であって、その心の交流によって被疑者を更生させるのだ、改心させるのだと信じている警察官は多いように思います。

彼らが裁判員裁判対象事件について、全部録画されることになるわけですから、そこでどのような意識の転換を行うのか、これを非常に興味を持って見ているわけですが、おそらく行き着くところは、午前中に仲先生からご紹介のあったインタビュー型の手法に行き着くしかないだろうと私は思っています。ただ、これに対する現場の抵抗は強いだろうと思っています。

他方、検察官はどうかといいますと、彼らは二極化しているというか、だんだん慣れてきています。検察庁は録画を広く行うようになってきていますので、長けてきているというか、録画をうまく利用して、後で弁護人が手出しできないようにしてやろうと思っている節があります。ただ、録画しなくていい事件は相変わらず好き勝手やっています。今、ジョ先生の報告にあったように誘導質問を多用して説教を行い、これがあなたの調書なんだから証明しろと従前同様に迫ってきていると、そのように私は理解しています。だからこれも、裁判員裁判からであります。全過程の可視化で変わらざるを得ないだろうと感じています。

最後、午前中からの議論、あるいはパク先生、ジョ先生の議論を聞いて私が感じたところなんです。心理学の重要性というか、供述分析の重要性です。最近、私が担当したケースをご紹介します。京都府における殺人事件です。被告人は、私は犯人ではないという主張をしていました。そして私が犯人ではな

いということを裏付けるために、私は真犯人を知っている。私の知人が被害者の遺留品を川に捨てていたとこういう供述をしたことになっていました。被害者がそういう所持品を持っていたということはおそらく犯人しか知りえないだろうということで、一審では彼は有罪になりました。しかし、控訴審と最高裁では無罪になりました。その判断を支えたのは、取調を担当した警察官が記録していたノートです。取調官と被疑者のやり取りが克明に記録されていました。そのノートでは、被疑者の人が取調官に向かってあの人がああいうものを捨てていたという話をするわけですが、途中で、まだ弱いですか、もう逮捕できるでしょうみたいなことを質問しているわけですね。つまり、ある種正解を探しながら、取調官の期待する答えを探しながらしゃべっているという過程がそのノートから見えてくるわけです。ところがありがたいことに、検察と警察はそのノートを弁護人に開示をしてくれたわけです。これがフェアだからなのか、こんなやり取りでは誘導にならないと警察が思っていたのかはわかりませんが、ひょっとしたらこのやり取りは誘導だとか、このやりとりは誘導ではないとか、そういうところで勝負付くケースが増えるかもしれないですね。これまでは密室だったわけですが、これからは記録化されるわけですから、その記録化されたものの読み方、意味がおそらく重要になってくるだろうと思います。そういった意味で、なんとというか、世界的に見れば後輩である日本の我々は諸外国に学びながら、あるいは法律学だけに頼ることなく、心理学の知見を参考にしながら今後弁護実践を行って行かなければダメだというふうに思いました。ありがとうございました。

山田 遠山先生、ありがとうございました。では、質疑応答に入りたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。どちらの先生にご質問かを明らかにしていただければと思います。

Q1 パク先生をお願いします。私は国民救援会という冤罪事件を支援している運動団体のものですが、今、日本でも取り調べの可視化をしようということで法制審の方で議論が進んでいるんですが、この間まとまったのを見ますと、取り調べの可視化の対象となるのが裁判員裁判、もしくは検察の特捜事件など

に限られるような、そういうことがまとめられようとしているとお伺いしているんですが、韓国の場合などでは、取り調べの可視化をする事件に対する制限が事件別にあったりするんでしょうか。それから、後、被告人ないしは弁護人が取り調べを求めたり拒否したりする権利があるのかどうかということについてお伺いしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

パク 一番目の質問ですが、韓国でどんな犯罪がビデオレコーディングできるかというご質問でしたが、制限はされていません。規定によると捜査機関が望むときいつでもできます。それでこのような記述を被疑者に告知、事前に知らせさえすれば十分です。二番目の弁護士が被疑者のビデオレコーディングを選択するかどうかについてお答えします。法規定によると選択権はありません。ただ被疑者には陳述拒否権があります。だから被疑者がビデオを望むときは録画できます。ちなみに韓国の録画の状態は、捜査手続の透明化より証拠の確保の手段として使用されています。以上です。

Q2 遠山先生に質問です。先生のお話の中で、警察がインタビューを更生に使えないかと仰った気がします。今朝の話のなかでもそういう質問が出てきましたが、わたしはそこがわかりません。警察は当然のように人を有罪だというふうにして、更生させるんですか。どうもそのことを聞いていますと、もっと大きな問題が出てきませんか。日本の刑事司法問題はもっと大きな問題がありませんか。警察は当然のように、人々を取り調べる時に有罪だとわかった上で、捜査をして、犯罪が実際にあったかを見て、取り調べている人がやったかどうかを調べているということになります。目の前にいる人が有罪なのかを判断し、それから更生というふうに見るではありません。更生というのはこの人が罪があるということが分かってからするのにな、どうして初めから更生ということが条件に入ってくるのか、私にはわかりません。

遠山 非常にいい質問だと思います。ありがとうございます。何年前かな、ウィニーというファイル共有ソフトで、日本の警察の取り調べマニュアルが流出したことがありました。そのマニュアルにはこう書いてありました。目の前にい

る被疑者がやってはいないのではないかなどは思っはいけない。取り調べ室から出るな。つまり何度も取り調べをしろということなんですが、最初のセリフに象徴されているように、警察官にとっては自分らがこいつが犯人だと思って捕まえた被疑者は、既に犯人なのです。ですから、既に警察、取調官の頭の中では彼は有罪なのであって、早く自白させて、良い人間に戻して上げること、これが警察官の仕事だと、旧来型のというか、現在でもひょっとすると多くの警察官が思っています。警察が取り調べの可視化に反対するとき、今のようである意味純粋な想いが反対の根拠として語られることがあります。もちろんそれは先生が思われたように致命的な間違いですが、彼らの思いを前提にしたときにはそういう更生という観点が出てくると、このようにご理解ください。

山田 よろしいでしょうか。よほど謎が深まったかもしれないと遠山先生がおっしゃっています。まだお時間ございますので、お願いします。

Q2 大阪の弁護士で小坂井と申します。次の第三部で議論になるかもしれないので、パク先生にお尋ねし、お時間があれば補足的にジョ先生にもお答えいただきたいです。公判中心主義と可視化記録媒体の取り扱いについてお話いただきましたが、韓国では、例えば検察官がこれをどうしても実質証拠にしたいと言っているのを、裁判所が反対していて法制化がならないという現状だと承っています。公判中心主義と言われているものと、可視化記録媒体がどういう関係にあると見ればいいのか、極めて抽象的な質問で申し訳ないのですが、お考えのところをお答えいただければと思います。

パク 裁判所内でも葛藤があります。計画的な公判の場合は、公判中心主義にするためには録画制度を導入しなければならないと主張しております。しかし大部分の法官は保守的な傾向がありますから、昔の慣行を捨てるのが難しいです。裁判官は業務の負担が高いですから、この業務負担が増加するのを怖がっております。実際に2005年の調査を行ったんですが、裁判官の70%が録画について反対をしました。このような傾向が異なる欧米とかの国とは反対的な性

格を持っております。ありがとうございます。

ジョ 一点だけ追加です。パク先生の仰ったことに対する追加です。裁判官は大変懸念しています。ビデオを公判で見なければいけないということに懸念を持っています。一旦、録音・録画というのを証拠として認めたら、検察官は文書を提示しないのではないか、供述調書を慣れて見てきたのに、それが提出されないのではないかと恐れていました。ということで、その供述調書をやっぱり見て考えたいということなのかもしれません。要するに検察対裁判所という力の争いということで、裁判所はすべての資料をまず見て、合理的に判断をしたいと。しかし、録音・録画を証拠として認めたら検察の方はひょっとしたら全ての調書がかつてのように出してはこないのではないかといった懸念でした。

山田 ありがとうございます。では時間となりました。パク先生、ジョ先生、遠山先生、どうもありがとうございました。